

しんくみの組合員になりませんか？

これからおつきあい始めるあなたに…



Shinkumi Bank



豊かな暮らしづくりに奉仕する



空知しんくみ

空知商工信用組合

<https://www.sorachi.shinkumi.jp>

信用組合は、組合員がお互いに支え合う組織です。

困ったときは助け合う。力を合わせて夢をかなえる。

信用組合は、相互扶助の理念に基づき、お互いに支え合うことを信頼の証として、組合員一人ひとりが預金し合い、必要なときに融資を受けられることを使命とする協同組合組織の金融機関です。

☆私たちは、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としています。

最も身近な頼れる相談相手として、生活者や事業者の悩みを一緒に考え、問題の解決に向けて努力します。

☆私たちは、一人ひとりの顔が見える対話を一番大切にしています。

“ちかくにいるから、チカラになれる”を大切にしながら、皆様（組合員）との“信頼の輪”“絆づくりの輪”を広げています。

組合員の利益を第一に考え活動していますので有利な金融サービス（預金、ローンなど）を受けることができます。

出資金額に応じ配当を受けたり総代会を通じて信用組合の経営に参加することができます。

暮らしや事業（経営）に関する各種相談が受けられます。

組合員のメリット

信用組合が主催する様々な交流会（旅行、パークゴルフなど）に参加できます。
※交流会の内容は営業店により異なります。

全国の信用組合はもちろん郵便局やお近くのコンビニなどでお引出しが可能です。
※なお、セブンイレブンのATMでは24時間お預け入れ、お引出しが可能となっております。

●あなたのそばで多彩なサポートをします

■暮らしのサポート

資産運用相談、各種ローン相談等

■事業のサポート

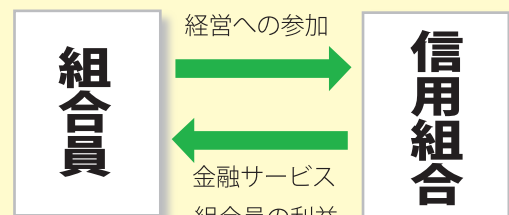
融資相談、経営相談等

■地域のサポート

防犯活動、清掃活動、献血活動など、信用組合では様々な社会貢献活動に取り組んでいます。

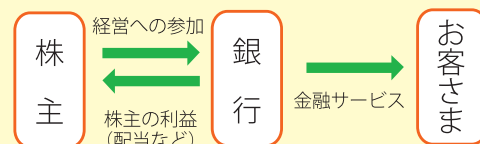
●信用組合と銀行の違い

■信用組合



「組合員＝お客さま」の利益

■一般の銀行



「株主」の利益 キ 「お客さま」の利益

組合員について

1. 加入資格

次に該当する方は、この組合の組合員となることができます。ただし、第1号及び第2号に掲げる方については、その常時使用する従業員の数が300人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人、小売業を主たる事業とする事業者については50人）を超え、かつ、法人についてはその資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業を主たる事業とする事業者については1億円、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円）を超える事業者を除きます。

- (1) この組合の地区内に住所又は居所を有する方
 - (2) この組合の地区内において事業を行う小規模事業者の方
 - (3) この組合の地区内において勤労に従事する方
 - (4) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員及びこの組合の役員
2. 前項ただし書きに規定する事業者であっても、中小企業等協同組合法第7条第2項に掲げる小規模の事業者は、この組合の組合員となることができます。
3. 第1項及び前項の規定にかかわらず、「反社会的勢力」に該当する方は、この組合の組合員となるできません。

2. 加入手続

「加入申込書」を信用組合に提出してください。なお、組合員として加入承諾されるまで一定の期間を要する場合があります。

①加入申込書の提出→②信用組合の承諾→③出資金の払込み→④組合加入

●相続により組合員となる場合

組合員の方が亡くなった場合、その日から一定の期間内（信用組合の定款で定める通常3か月以内）に、加入資格をもつ相続人が組合員加入の申出をしたときは、相続開始のときに組合員になったものとみなされます（相続人が複数あるときは、他の相続人の同意書が必要になります）。その相続人は、被相続人の出資持分について、組合に対する義務・権利を承継します。

なお、期間内に上記の手続きが行われなかった場合には、法定脱退（後述）の扱いとなりますのでご注意ください。

3. 組合員の義務

信用組合の組合員になると、以下のような義務が生じます。

①出資義務

・組合員は、1口以上の出資をしなければなりません。

また、一組合員の出資口数は、組合の出資総口数の10%までと制限されています。

・組合員には、出資した口数を限度とした責任が生じます。その責任とは信用組合に対する組合員としての責任であり、信用組合の債権者に対して直接責任が生じるものではありません。

②届出義務

・組合員がその組合員たる資格を失ったとき、またはその氏名・住所等を変更したときは、速やかに信用組合に届け出なければなりません。

4. 組合員の権利

組合員は、以下の自益権・共益権の権利を有します。

なお、総代会などの議決権および選挙権は、出資口数（出資金額）にかかわらず平等（1人1票）です。

①自益権（組合員が経済的利益を直接に享受する権利）

・組合事業利用権 ・ 剰余金配当請求権 ・ 残余財産分配請求権 ・ 持分払戻請求権

②共益権（組合員が組合の運営に関与する権利）

・総代会の議決事項に係る議決権 ・ 信用組合の役員または総代の選挙権 ・ 「組合員名簿、定款・規約、理事会議事録、総代会議事録、計算書類等」の閲覧または謄写の請求権 ・ 各種訴訟を提起する権利 他

5. 組合員の脱退

脱退には、以下の自由脱退と法定脱退の2種類があります。

①自由脱退（組合員本人の都合で脱退する場合）

・9月末までに予告していただくと、事業年度末日において脱退することができます。（予告期間は6か月前までと定めております。）

・脱退予告後も、その事業年度末日になるまでは、組合員としての義務・権利を有します。

②法定脱退（法定事由により、組合員本人の意思にかかわらず直ちに脱退となる場合）

・組合員資格の喪失（地区外移転等）、死亡、解散（破産による解散を含む）などの法定事由が生じた場合は、直ちに法定脱退となり、その時点で組合員としての義務・権利（持分払戻請求権を除く）を喪失します。

出資金について

1. 出資金の払込

・信用組合の組合員には個人、法人のお客様がご加入いただけます。

出資金は1口500円で加入額は5,000円（10口）以上をお願いしております。

加入には当組合の承諾が必要となります。

・出資口数は、増やしたり減らしたりすることができます。

ただし、出資口数を減らすことができるのは、事業を休止したり一部を廃止したとき、その他やむを得ない事由があると認められた場合に限りです。

- ・出資金を払い込むと、「出資証券」をお渡ししますので、大切に保管してください。
万一紛失された場合などは、速やかに最寄りの営業店にご連絡下さい。
- ・「出資証券」は質入することはできません。
- ・出資金は、預金ではありません（預金保険の対象外）。

2. 出資金の譲渡

- ・出資金は信用組合の承諾を得て、他の組合員または組合員の資格をもつ方に譲渡することができます。

3. 出資金の払戻

- ・組合員は脱退し又は出資口数を減少させるにあたって、出資金の払戻請求をすることができます。
- ・払戻金の引渡は、申請の時期によっては、1年以上かかる場合があります。預金解約のような即時返金ではありません。

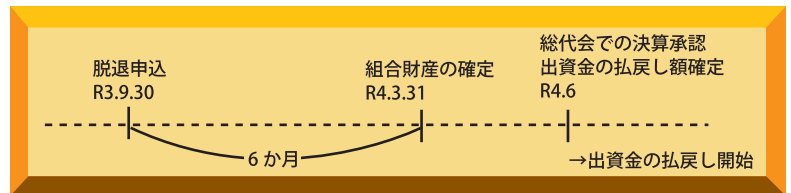
(例) 自由脱退の予告期間は事業年度末の6か月前までとなっております。

令和3年9月30日に脱退の申出をすると、当該組合員の出資金の払戻額は、その事業年度末、つまり令和4年3月末の組合財産によって定まります。

また、出資金の払戻手続は、その後の令和4年6月に開催される総代会の承認を得てから行いますので、組合員への返金はその総代会終了後になります。

※信用組合に債務がある場合、その債務を完済するまでは、信用組合は脱退した組合員に対し、出資金の払戻を停止することがあります。

※払戻金額は、当該事業年度末の信用組合の財産状況を基準として決定されることから、その財産状況によっては、出資した元本の払戻が受けられない可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、破綻時には、全く返金されない可能性があります。



※自由脱退・法定脱退による「出資口数の持分の払戻請求権」の時効は2年です。

4. 出資額に対する配当金

- ・信用組合の年度決算の結果、剰余金が生じた場合に総代会の承認を得て、出資額に応じた額の配当金が支払われます。(その年度の業績によっては配当金が出ない場合もあります)
- ・配当金が支払われるのは、その事業年度末現在での組合員に限られます。
- ・配当金には、所得税法の定める所得税の他に復興特別所得税が課税されます。
- ・その事業年度の途中で加入した組合員には、以降の加入期間に応じた割合の配当金が支払われます。
- ・その事業年度の途中で譲渡または法定脱退した組合員の出資については、配当金は支払われません。

※配当金の「支払請求権」の時効は10年です。

総代会

■総代会の仕組

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会

を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

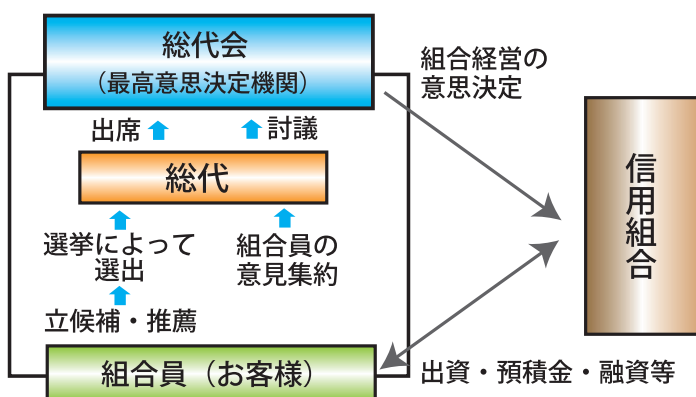
総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、当組合の「総代選挙規約」の定めるところにより、組合員の中から公平に選出され、その任期は3年となっております。組合員の代表として、総代会を通じ組合員の信用組合に対する意見や要望を、信用組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

総代の定数は、「100人以上115人以内」と定款で定めています。

総代会仕組図



— 詳しくは各営業店の窓口でお尋ねください。—